

農地の区画形質変更に係る届出について

農地利用について、盛土や削土等の造成を行う場合は、形質変更届の手続きが必要となります。この手続きについては、農地法の規定に基づく届出等の義務ではなく、無断転用・農地紛争等の未然防止を図る観点から、農業委員会等に関する法律第6条の規定に基づき、農業委員会の専属的な農地事務として取り扱いを定めています。

農地の形質変更を行う際は、必ず農業委員会にご相談ください。

■ **目的**：優良農地の保護及び有効利用又は形質変更届出等による附近の農地等に及ぼす被害、災害の未然防止、無断転用の防止など、農地法、その他の法令の権限に属された農地の利用関係の調整・指導を行い、農地の利用秩序の確立と農地行政の円滑な運営を図る。

■ **届出方法**：農地の利用変更や形質変更届をしようとする農地の所有者または耕作者は、事前に次の書類を農業委員会に提出してください。

- ・農地利用（形質）変更届書（2部） ※様式は農業委員会にあります。
- ・登記簿（全部事項証明書）
- ・位置図（案内図）
- ・その他必要な書類（誓約書・工事完了報告書等）

※ 農地利用（形質）変更届書の提出があったときは、農業委員が現地調査を行い、総会において、その結果を報告し、受理又は不受理の決定をします。

※ 必要があるときは、条件を付して受理することができるものとします。

■ 届出・問合せ先：農業委員会事務局 ☎ 0994(65)8418

林業退職金共済制度（林退共）からのお知らせ ～林業の仕事をしていなかったことがありますか？

林退共制度に加入していたものの、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

以前、林業の仕事をしていただけども、ご自身が林退共へ加入していたか分からない方についてもお調べいたします。

また、罹災された共済契約者及び被共済者の皆さまに対し、できうる限りの範囲において速やかに対応したいと考えておりますので、各種手続（共済手帳の紛失、退職金の請求等）の必要が生じた場合は、最寄の支部又は本部へお問い合わせ、ご相談下さいますようお願いいたします。

■ 問合せ先：独立行政法人 勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部
〒 170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル
☎ 03(6731)2887 FAX：03(6731)2890

・詳しくはホームページでもご案内しております。 <http://www.rintaikyou.taisyokukin.go.jp/>